

# 交通安全情報

令和5年7月号 原宿警察署 TEL:03-3408-0110



## 令和5年7月1日から

## 電動キックボード等の新しい交通ルールが

## 始まりました!

**ポイントその1**  
車両区分が変わります。

これまで	7月1日から
<p>原動機付自転車(注) 法定速度 30km/h</p> <p>特殊自動車 最高速度 km/h 下</p> <p>実証実験 特例措置 適用</p> <p>※実証実験で貸し渡される電動キックボード(エリア内に限る)</p>	<p>原動機付自転車 電動キックボード等</p> <p>一般 原動機付自転車(注) 法定速度30km/h</p> <p>特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御</p> <p>特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御</p> <p>緑色点灯 緑色点滅</p> <p>最高速度表示灯</p> <p>16歳未満は運転禁止!</p>

改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

(注) 電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があり、必要な免許も変わります。

### ポイントその2



全ての電動キックボード等が

- ・免許不要となるものではありません。
- ・歩道等を通行することができるものではありません。

**ポイントその3**

特例特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。

特例特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」標識



※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。  
詳しくは↓のリンク先で



警視庁ウェブサイト  
電動キックボードページ



警視庁ウェブサイト  
特設ページ



警視庁ウェブサイト  
交通事故防止のための  
啓発動画

